

議案第154号

前橋市部設置条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市部設置条例の一部を改正する条例

前橋市部設置条例（平成9年前橋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 未来創造部

第2条第1号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 広報に関すること。

第2条第2号中「政策部」を「未来創造部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第4号に次のように加える。

カ 広聴に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。